

学部学生各位

日本学生支援機構

緊急特別無利子貸与型奨学金

(第二種相当) 新規募集について

新型コロナウイルス感染症拡大の影響によりアルバイト収入等が大幅に減少した学生等を対象として、緊急特別無利子貸与型奨学金の募集を行います。以下①～⑤のすべての要件を満たす方が対象です。

- ① 第二種奨学金の基準を満たしていること。
- ② 申請時に第二種奨学金の貸与を受けていないこと。(令和4年度の在学採用で第二種奨学金申請中の学部学生は、第二種奨学生に採用となっていないことを確認のうえ申請すること。)
- ③ 家庭からの仕送りが年間150万円未満であること。
- ④ 収入が減少する以前において、生活費・学費に占めるアルバイト収入の割合が高いこと。
- ⑤ 本人のアルバイト収入が、新型コロナウイルス感染症の影響により大幅に(50%以上)減少したこと(予定していたアルバイトに就けず、見込んでいた収入が得られなくなった等も含む)。

※ 令和4年度において減少した場合だけでなく、令和4年度以前に減少し引き続きその影響を受けている場合も申請可能です。

■ 今回募集の第二種奨学金は、返還時の利子を国が負担するため、実質的に無利子となります。申請に当たっては、第一種奨学金貸与中の方でも、併用貸与の基準ではなく、第二種の基準が適用されます。

■貸与期間

アルバイト収入が大幅に減少した月以降で希望する月（令和4年4月以降）から令和5年3月まで （※令和4年度限りの貸与となります。令和5年度への継続手続きはできません。）

■申請期限（スカラネット入力・書類提出期限）

毎月5日まで（5日が土日祝日の場合は直前の平日）。

※ 最終期限は令和5年2月3日（金）となります。

※ 当初ご案内していた令和5年1月5日（木）から期限が延長となりました。

■申請方法

高等教育推進機構④ーB窓口にて、申請方法などを含む奨学金案内（申請用紙等）をお渡ししますので、窓口までお越しく下さい。その際、学生証を忘れずにお持ちください。

なお、提出書類の準備には時間を要しますので、余裕を持った日程で窓口までお越しく下さい。

掲示日：令和5年1月4日
学務部学生支援課奨学支援担当